

# 身近な地区のまちづくりの主役はみなさんです

～「中野区地区まちづくり条例」で仕組みを定めました～

区内には、緊急車両が入れない道路がある、公園やみどりが十分でないなど、さまざまな課題を抱えている地区がまだあります。

安全で快適な住環境を形成し、安心して住み続けることのできるまちを実現するために、区民のみなさんが主体となったまちづくりへの取り組みが大切です。

区は、「中野区地区まちづくり条例」を制定し、まちづくりの推進のための支援をしていきます。

地域まちづくり担当/9階  
☎(3228)5463  
FAX(3228)8943



「こんなまちをつくりたい」を後押しします

## 条例の目的

地区住民のみなさんが主体のまちづくりをもっと身近に

まちづくりは、区民のみなさん一人ひとりが、地区で活動することや区と協力することにより、みなさんの住み働くまちを魅力あるものにしていく取り組みです。

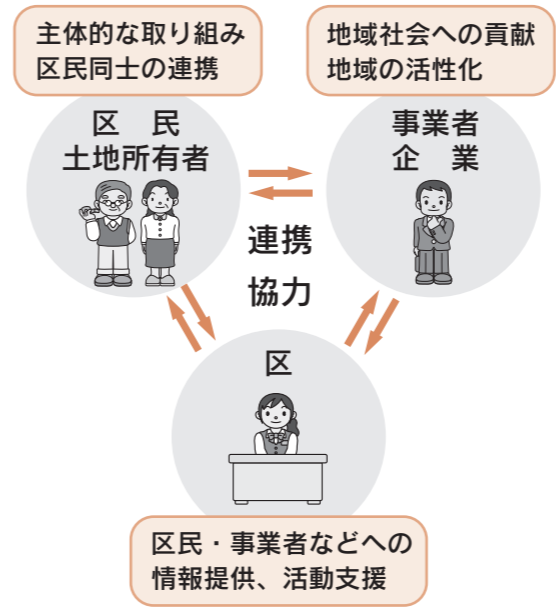
そこで、地区住民等(※)のみなさんの「こんなまちをつくりたい」という発意(思い)によるまちづくり活動を、区が後押しするため、支援の内容と手続きについて、条例で定めました。

## 条例の主な内容

- 区の支援内容に関する事
- 地区まちづくり団体の登録に関する事
- 地区まちづくり構想の登録に関する事
- 都市計画の決定等の提案手続きに関する事
- 地区計画等の住民原案申出に関する事

※地区住民等とは、地区の住民、土地所有者、事業者などを指します

## 協力のイメージ



# 地区まちづくりの取り組みは次の流れで進めていきます

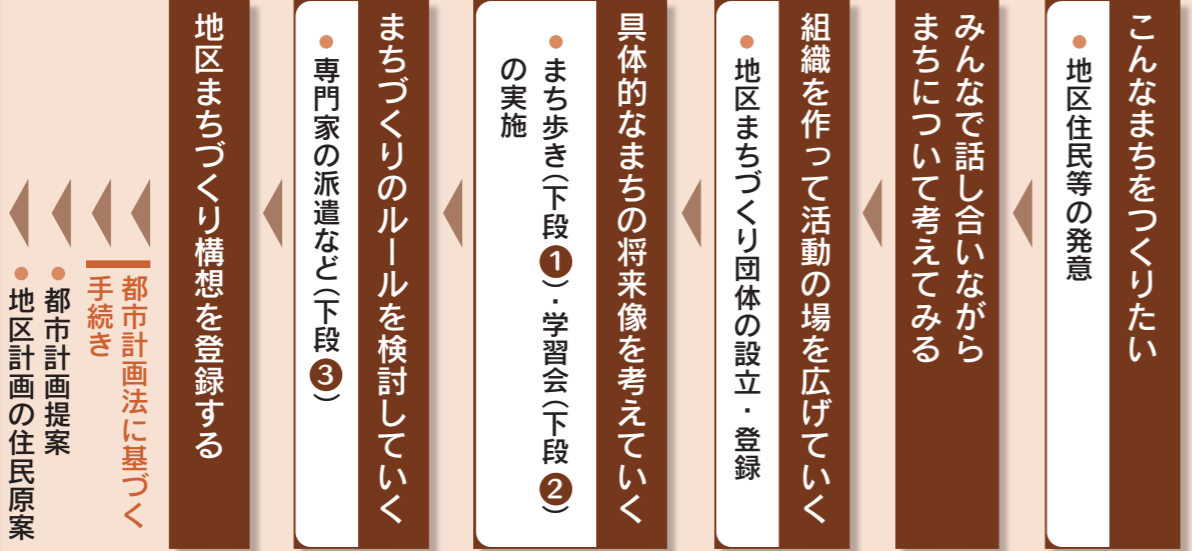
**地区住民等が主体となるまちづくりの流れ**

**発意とは**  
「安全なまちにしたい」「にぎわいのある商店街に」など、みなさんの日頃の思いが発意になります。

**地区まちづくり団体とは**  
地区まちづくり団体は、地区住民等が主体となって設立し、まちづくりを進めるための組織として区に登録します。  
この団体は、身近な地区でのまちづくりの関心と知識を深め、広くみなさんの合意を得ながら、構想作成につなげていく役割を担っています。

**地区まちづくり構想とは**  
地区まちづくり構想は、地区まちづくり団体が、地区の将来像、まちづくりの方向性や計画などをとりまとめ、つくりあげていくものです。  
この構想は、まちづくりのルールづくりやさまざまなまちづくり活動を通じ、地区住民等がまちの将来像の実現を図る基となります。

# 安全で住みやすいまちづくりを進めていく



## 区の支援

地区まちづくりの第一歩を踏み出すために  
地区住民等の発意を地区で共有し、まちづくり組織の設立や活動につなげていけるよう、区は情報提供や学習会の場所の提供などの支援をします。

地区まちづくりの推進のために  
区は、地区まちづくり構想の作成に向けた地区住民等の取り組みに対し、専門家の派遣などの支援をします。

地区まちづくり構想案の申請を受けて  
区は、地区まちづくり団体から申請された地区まちづくり構想案を、審査のうえ登録します。そして、地区まちづくり構想を尊重して、まちづくりの推進を支援します。



① みんなでまち歩きをして、地区の実際の様子を調べます。まちの問題点を浮き彫りにしたり、保存したい風景を見つけたりします。



② 学習会を開いて、まちづくりの事例などからみんなで知識を深めます。



③ 地区の特徴や問題点から、「この地区にはこんなルールが必要なのでは」などの具体的な議論・検討をします。